

令和2年12月8日

参議院議員

世耕 弘成 先生

一般社団法人 日本在宅介護協会

会長 市川 明壽

第三次補正予算への要望 ～「介護崩壊」を防ぐために～

1. 給付金付き職業訓練

新型コロナウイルス感染症の流行前より続いている人材不足の状況は改善されていない一方、休業や離職により働き先を探している人材が労働市場に流入してきています。

しかし、介護サービスは、高齢者の生命に関わるという性質上、一定水準の知識と技術が求められるため、介護職員初任者研修等の資格要件を設ける介護事業者が多く（介護保険法により資格が義務付けられるサービスも有）、経験や資格が不問の仕事と比較すると他産業から移りにくくなっています。

また、休業や離職により働き先を探している人材は、今すぐ働きたい場合が多いうえ、状況が戻ったら元の職に戻る可能性もあり、介護事業者側からすると無資格の未経験者を雇い、ゼロから育成するコストをかけるべきなのか判断が難しいところです。

そのため、育成コスト（資格取得費用と研修期間の賃金）を給付金で賄っていただけると、求職者と介護事業者の双方の要望を満たすことができるものと考えます。

一方、介護事業者側の受け入れが可能になったとしても、人材が見つからなければ意味がありません。ハローワークを通じた採用活動だけでは十分な人材を確保できない可能性があるため、人材募集の求人広告費も合わせて給付金の対象としていただくことを望みます。

【給付金の対象範囲】 ※リーマンショック後に実施された緊急雇用対策事業の内容に準じています

- ・新規採用した介護人材の**資格取得費用**を介護事業者が負担し、介護事業者へ給付金支給
- ・資格取得のための時間を勤務として扱い、**入社から6ヶ月**を研修期間とし、その期間の**賃金**を介護事業者へ給付金支給
- ・人材を募集するための**求人広告費**を介護事業者へ給付金支給

2. 慰労金

2020年6月末までの就業に対して慰労金が支給されましたが、7月以降に第二波、第三波と繰り返し感染拡大が発生し、介護従事者の疲弊も続いています。そのため、**7月以降においても慰労金の支給**を望みます。

なお、申請手続きに関しては、派遣スタッフや委託先の職員、退職者等の雇用関係がない者の個人情報扱うケースもありますので、介護事業者を通さずに個人と自治体のみで完結する方法を強く望みます。

3. 濃厚接触者への休業手当

濃厚接触者や感染が疑われる者が出た場合、保健所より2週間程度の自宅待機を指示されますが、発症しなかった場合は労災保険や傷病手当の対象外となり、公的保障を受けることができません。そのため、一部の介護事業者においては人材離れを防ぐために事業者負担にて休業手当を支給しておりますが、介護報酬は変わらない中で賃金と休業手当の両方を支払うこととなり、経営を圧迫しております。

本来であれば、業務との起因性があるのであれば、たとえ発症しなくとも労働災害と同一の性質とみなすべきと考えます。つきましては、保健所より自宅待機とされたが**発症しなかった場合も労働災害と扱われるような配慮**を望みます。

なお、その際には、保健所から出たのが「指示」と「要請」のどちらなのか曖昧な場合が散見されるため、介護従事者を広く救済できるよう対象要件についてはご配慮いただきたく存じます。

また、感染拡大に伴い保健所の対応が遅滞し、待機の指示が出るまでに一定の期間を要する場合があります。この場合、クラスター回避の観点より、介護事業者の判断で職員に待機指示を出さざるを得ません。その際の休業手当も経営の圧迫要因となっておりますので、上記同様ご配慮いただくことを望みます。

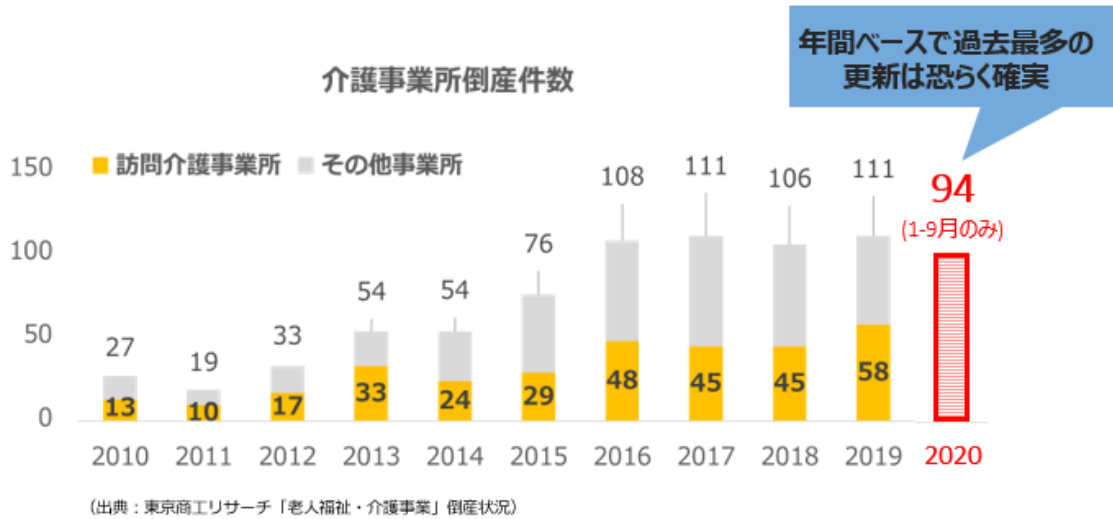
4. 人員補填の費用

感染防止のための増員等、応援職員に係る追加的人件費は第二次補正予算にて認めていただいております。しかしながら、介護業界では新型コロナウイルス感染症の流行前より人材不足が深刻であり、自治体によっては感染症に備えて法人を超えた人員支援ができるような枠組みを準備していますが、現状では支援を出し合えるほどの人材がおりません。

つきましては、人材紹介や求人広告等の採用に係る経費に関して、介護業界全体で人員補充を行い備えるという趣旨のもと、**感染防止や応援職員等の範囲制限を設けずに、採用に係る経費全般に給付金を活用**できるようご配慮いただきたく存じます。

【参考】介護事業所の倒産件数

**老人福祉・介護事業の倒産は過去最高に並ぶ111件を記録
特に「訪問介護」の倒産は人手不足が響き、前年比28.8%増**



以上